

はまなす BWA サービス契約約款

2020年3月1日

株式会社はまなすインフォメーション

Ver, 1.0

目 次

第1条	本規約の範囲及び変更	4
第2条	本サービスの提供区域	4
第3条	通知及び同意の方法	4
第4条	契約の種類	4
第5条	利用者契約の申込	5
第6条	利用者契約の成立	5
第7条	最低利用期間	6
第8条	登録内容の変更	6
第9条	利用者契約の解除	6
第10条	利用者資格の中断・取消	6-7
第11条	ユーザー情報の利用	7
第12条	利用前の準備	7
第13条	サービスの運営	7
第14条	初期費用、月額料金	8
第15条	料金等の支払義務	8
第16条	貸与機器の破損等	8
第17条	延滞利息等	8
第18条	禁止事項	8-9
第19条	所有権	9
第20条	著作権	9
第21条	サービスの中止・中断	10
第22条	サービスの廃止	10
第23条	サービスの一時休止	10
第24条	第三者の責による利用不能	10
第25条	保証及び責任の限定	11
第26条	免責事項	11

第 27 条 一般順守規定.....	11
第 28 条 管轄裁判所.....	11
附 則.....	12

株式会社はまなすインフォメーション（以下「当社」という）は、はまなすBWAサービス（以下「本サービス」という。）に関し、本サービスの利用者（以下「利用者」という。）に対し、以下のとおり利用者規約を定めます。本規約は、当社と利用者との間の、一切の利用契約関係に適用します。提供条件は別途定める重要事項説明書の内容とし、本規約と重要事項説明書の定めが異なるときは、重要事項説明書の定めが優先して適用されます。

第1条（本規約の範囲及び変更）

- 1 本規約は、本サービスの利用に関し、当社及び利用者に適用し、利用者契約における規約遵守の規定に基づき、利用者は本規約を誠実に遵守する責務が発生します。
- 2 当社が別途規定する個別規定及び当社が随時、利用者に対し通知する追加規定は、本規約の一部を構成します。本規約と個別規定及び追加規定が異なる場合には、個別規定及び追加規定が優先するものとします。
- 3 当社は、利用者の承諾を得ることなく本規約を変更でき、利用者は当社からの通知をもって、これを承諾するものとします。

第2条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は当社が定める提供区域とします。

第3条（通知及び同意の方法）

- 1 当社から利用者への通知は、本規約に別段に定めのある場合を除き、本サービス経由の電子メール、またはその他当社が適当と認める方法により行われるものとします。
- 2 当社は、前項の規定により利用者へ通知を行った場合、当社が別途指定するサービス提供開始日、または規約変更日の経過をもって、同通知の内容について利用者の同意を得たものとみなします。但し、利用者より通知内容について、通知日からサービス提供開始日、または規約変更日までに書面をもって異議の申し出があった場合は、この限りではありません。

第4条（契約の種類）

- 1 本サービスは、次に定める利用者契約を締結することにより利用者全てが提供を受けることのできるサービスによって構成されています。

（1）利用者契約

利用者契約とは本サービスを受ける資格を有するものを規定する契約であり、第5条及び第6条で規定する利用者契約が成立した日より第9条の規定に従い利用者が解約を申請し解約が成立するまでの間、若しくは第10条に従い当社が利用者資格の中断・取消を行うまでの間有効になります。当社は、利用者契約が継続している間、利用者契約の申込み時及び登録内容の変更時等に利用者より申請された内容などの情報を保持するものとします。

第5条（利用者契約の申込）

- 1 本サービスの利用を希望する人（以下「利用希望者」という。）は、本規約を承諾の上、当社が別途指定する所定の手続に従って利用者契約締結を申し込みます。尚、利用希望者が未成年の場合、親権者の同意が必要です。
- 2 本サービスは無線送受信機器等を用い、利用者回線の一部区間に無線を利用して高速の符号伝送を行う通信方式（以下「無線アクセス方式」という。）を使用することから、無線アクセス方式に起因する事象〔降雨・降雪・濃霧その他の天候不順又は障害物等により、その利用者回線に通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）〕の発生があることを承諾の上、利用申込をしていただきます。
- 3 当社は、次の場合には、その申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 利用希望者が日本国外に居住する場合。
 - (2) 利用希望者が、過去に利用者規約違反等により、利用者資格の取消が行われている場合。
 - (3) 申込内容に虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合。
 - (4) 利用希望者の指定した支払口座が収納代行会社金融機関等により、利用停止処分等が行われている場合。
 - (5) 申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかであり、利用申込の際に法定代理人、後見人、保佐人若しくは補助人からの同意を得ていなかった場合。
 - (6) その他、当社が、利用希望者を利用者とするを不適当と判断する場合。
 - (7) 本サービスを提供することが技術上著しく困難な場合。
 - (8) 本サービスの利用者契約の申込をした者が本サービスの料金又は工事に関する費用の支払を現に怠り、又は怠るおそれがある場合。
 - (9) 当社が実施する机上シミュレーションの結果において、利用希望者宅が本サービスに係る電波の不感地帯と判定された場合、又はアンテナ取付工事後にリンクが確立できないことが判明した場合。
 - (10) その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合。

第6条（利用者契約の成立）

- 1 利用希望者が、第5条に規定する利用者契約の申込を行い、当社がこれを承諾した場合、利用者契約が成立したものとします。
- 2 1で契約が成立とした場合、利用者へご契約内容を記載した書面を交付します。契約書面の交付は原則として紙媒体により行いますが、これに代えて電子媒体による交付の方法をご選択いただける場合があります。

第7条（最低利用期間）

はまなすBWA サービス（固定利用）の最低利用期間は、1年間、BWA-SIM サービス（モバイル利用）の最低利用期間は6ヶ月間とします。ただし、キャンペーンなどにより、別に定める最低利用期間がある場合はそちらに準じます。

第8条（登録内容の変更）

- 1 利用者は、利用申込において、届け出た内容に変更があった場合には、速やかに所定の変更の届出を当社に行うものとします。
- 2 当社は、利用者に意思表示、通知、書類の送付等を行うときは、届け出住所に行うものとし、利用者は、前項の届出を怠った場合に、当社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとします。

第9条（利用者契約の解除）

- 1 利用者が利用者契約の解除（以下本条において「解約」という。）を希望する場合は、解約希望月の前月末までに所定の書式にて当社に届け出るものとし、届け出を行った翌月末日付で解約となります。なお、解約申込日に関わらず、解約月の月末まで月額利用料が請求されます。
- 2 はまなすBWA サービス（固定利用）をご利用の場合、解約時に通信機器撤去費用として工事費の実費が請求されます。また、端末購入費の残額については解約月の翌月末に一括で請求されます。
- 3 本サービスで定める最低利用期間が経過する日前に解除された場合（本条、4の規定により解除された場合を除きます。）、残月分の月額料金が請求されます。
- 4 利用者は、契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発した時に生じます。
 - (1) この場合、利用者は①損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。
 - ②ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金、契約の登録費は10,000円を上限額とし請求されます。通信機器取付基本工事費及び端末購入費は上記の初期契約解除制度には含まれません。

第10条（利用者資格の中断・取消）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当すると事情が認められたときは、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を中断又は取消を行うことができるものとします。また、利用者資格が取り消された場合、当該利用者は、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。また、当社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないものとします。
 - (1) 利用申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
 - (2) 第18条で禁止している事項に該当する行為を行った場合。
 - (3) 料金等の支払債務の履行遅延又は不履行が1回でもあった場合。
 - (1) 支払期日から30日以内に入金が確認できない場合（利用者資格の中断）。
 - (2) 支払期日から70日以内に入金が確認できない場合（利用者資格の取消）。

- (4) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。
- (5) 収納代行会社、金融機関等により、利用者の支払口座が停止させられた場合。
- (6) 本規約に違反した場合
- (7) その他、利用者として不適切と当社が判断した場合。

第 11 条（ユーザー情報の利用）

1 利用者は、利用申込の際又は利用者が本サービスを利用する過程で当社に提供する氏名、住所、電話番号、メールアドレス等利用者を認識若しくは特定できる情報（以下「ユーザー情報」という。）を、当社が、本サービスを提供する目的の他に、次の各号のいずれかに該当するときに、利用し又は第三者に提供することがあることに同意するものとします。

- (1) 当社が、本サービスの利用動向を把握する目的で収集した統計個人情報（利用者の個人が特定できな情報群）を開示する場合。
- (2) 当社に対して、法令により若しくは法令に基づきユーザー情報の開示が求められた場合。
- (3) 弁護士法第二十三条の二の規定に基づき開示が求められた場合で、かつ、本規約第 18 条に定める禁止事項に該当する事由があると、当社が合理的に判断する場合。
- (4) 当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するため、ユーザー情報開示の必要がある場合。
- (5) 当社で策定したプライバシーポリシーに則り、本サービスのサービス内容及び利用者に対し、本サービスを通じて得られる個人情報、及び特定個人情報等の保護に関して個人情報、及び特定個人情報等について適切な保護に努めてまいります。利用者が同意された個人情報の取り扱いについて定義された範囲を超えて利用することはありません。

第 12 条（利用前の準備）

利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な端末、ソフトウェア等並びに利用者宅に設置する無線送受信機器等のスペース及び必要となる電源を準備するものとします。

第 13 条（サービスの運営）

1 当社は、本サービスの運営に関して完全かつ独自の裁量を有し、次の項目を実施することができるものとします。

- (1) 当社は、本サービスの運営上必要と思われる場合、利用者からの本サービスの利用を監視し、本サービスのアクセスや利用を制限することができます。
- (2) 当社は、本サービスの運営上必要と思われるその他一切の処置を任意に行います。また、利用者は当社が行う当該処置に関して、なんらかの請求権を取得することはないものとします。

第 14 条（初期費用、月額料金）

本サービスの利用開始に伴う初期費用、月々の通信料金については次のように定めています。

初期費用	通信機器取付基本工事	18,000～	円
	事務手数料	3,000	円
月額料金	はまなす BWA サービス（固定利用）	5,500	円/月
	BWA-SIM サービス（モバイル利用）	1,500	円/月

第 15 条（料金等の支払義務）

- 1 利用者は、利用者契約の締結に基づき、別途当社が定めた料金（以下「利用料金」という。）を支払うものとします。
- 2 当社は、月額固定料金など月次の自動更新契約となる利用料金の変更について、利用者に 30 日以上の事前の通知を行うことにより、改定することができるものとします。また、利用者は、自らの責任において、利用料金の変更通知を確認する義務を有しており、利用料金に変更された後に、利用者が本サービスを継続している場合、利用料金の変更に同意したものとします。なお、平行して利用される他のサービス契約は利用される会社の約款等に従うこととし、当社からの個別周知は行わないものとします。
- 3 当社は、前項に掲げる利用料金を除くその他の料金について、随時変更できるものとします。
- 4 利用料金の支払方法は、当社が別に委託する料金回収代行に係る受託者が指定する金融機関の口座及び期日に従い納入するものとします。

第 16 条（貸与機器の破損等）

利用者は当社からレンタルされた無線送受信機器等を破損させた場合はその修理に要した費用を支払うものとします。

第 17 条（延滞利息等）

利用者は、請求代金に関して、その支払期日までに支払いを行わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払の日まで、年 14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、当該債務とあわせて支払うものとします。

第 18 条（禁止事項）

- 1 利用者は、本サービスの利用にあたって、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 他の利用者、第三者若しくは当社の財産又はプライバシーを侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。
 - (2) 前号のほか、他の利用者、第三者若しくは当社に不利益又は損害を与える行為、及び与えるおそれのある行為。
 - (3) 他の利用者、第三者若しくは当社を誹謗中傷する行為。

- (4) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、若しくは公序良俗に反する情報を他の利用者又は第三者に提供する行為。
 - (5) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結び付く行為、若しくはそのおそれのある行為。
 - (6) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為。
 - (7) 通信販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引及びその他の目的で不特定多数に大量のメールを送信（スパムメール）する行為。
 - (8) 法令に違反、又は違反するおそれのある行為。
 - (9) その他、当社が不適切と判断する行為。
 - (10) 利用者は、本契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売・譲渡・貸与をしてはならないものとします。
- 2 利用者は、本サービスにおける決済方法として、指定した預（貯）金口座について次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 氏名を偽称する行為。
 - (2) 不正に使用する行為。
 - (3) その他、金融機関が不適切と判断する行為。
 - 3 前 2 項に該当する利用者の行為によって当社及び第三者に損害が生じた場合、利用者資格を喪失した後であっても、利用者は全ての法的責任を負うものとし、当社に迷惑をかけないものとします。

第 19 条（所有権）

- 1 本サービスを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号又は提携会社が提供するサービス及びそれに付随する技術全般は、当社若しくは当該提携会社に帰属するものとします。
- 2 利用者が本サービスを利用してアップロードした情報又はファイルについて、当社は一切の保証を行うものではありません。また、当社は必要に応じて当該情報又はファイルを削除できるものとし、利用者は当社に対し、いかなる請求権も保有しないものとします。
- 3 利用者は、アップロードした情報又はファイルについて生じる全ての法的責任を追うものとします。

第 20 条（著作権）

- 1 利用者は、権利者の承諾を得ないで、本サービスを通じて提供されるいかなる情報又はファイルについて、著作権法で定める利用者個人の私的利用の範囲外で使用することはできないものとします。
- 2 利用者は、権利者の承諾を得ないで、いかなる方法においても、第三者を通して、本サービスを通じて提供されるいかなる情報又はサービスについて、使用させたり、公開させたりすることはできないものとします。
- 3 本条の規定に違反して紛争が発生した場合、利用者は、自己の責任と費用をもって、当該紛争を解決するとともに、当社をいかなる場合においても免責し、損害を与えないものとします。

第 21 条（サービスの中止・中断）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本サービスの運営を中止又は中断できるものとします。
 - (1) 本サービスのシステムの保守を定期的に、又は緊急に行う場合。
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
 - (3) 本サービスの提供が技術的に困難又は不可能となった場合。
 - (4) 無線送受信機器等の移設又は障害物等によって、本サービスが利用できなくなった場合。
 - (5) その他、当社が、本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合。
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの運営を中止又は中断するときは、あらかじめその旨を利用者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 休止期間は、第 7 条（最低利用期間）に定める最低利用期間に含まないものとします。
- 4 休止後、本サービスの休止再開をする場合は、利用者は当社にその旨を申出るものとします。

第 22 条（サービスの廃止）

- 1 当社は、都合により本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止するときは、利用者に対し、廃止する日の 3 ヶ月前までにその旨を通知します。

第 23 条（サービスの一時休止）

- 1 利用者は、本サービスを一時的に休止しようとする場合は当社に申し出ることにより、本サービスの休止ができるものとします。ただし、固定利用については休止ができないものとします。
- 2 本サービスを休止する場合、登録費、月額利用料などの払い戻しはいたしません。
- 3 本サービスを休止する場合、利用者は休止回線の使用料金（以下休止料金）として、月額 500 円（税抜価格）を支払うものとします。
- 4 休止期間は、第 7 条（最低利用期間）に定める最低利用期間に含まないものとします。
- 5 休止後、本サービスの休止再開をする場合は、利用者は当社にその旨を申出るものとします。

第 24 条（第三者の責による利用不能）

- 1 第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により利用者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った利用者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額（以下「損害限度額」といいます）を限度として、損害の賠償をします。
- 2 前項の利用者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての利用者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、利用者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各利用者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該利用者の損害の額を、当該損害を被った全ての利用者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第 25 条 (保証及び責任の限定)

- 1 当社は、利用者が本サービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません)について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失により発生した場合についてはこの限りではありません。
- 2 利用者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は利用者に対し、当該賠償について求償することができます。
- 3 本サービスにかかわる通信網において通信が著しく輻輳したとき電波状況が著しく悪化した場合またはその他の定めに基づき、通信の全部または一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において利用者または第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、その通信の可用性、遅延時間その他の品質について保証するものではありません。

第 26 条 (免責事項)

- 1 当社は、本サービスのサービス内容及び利用者が本サービスを通じて得られる情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとします。
- 2 当社は、本サービスにおけるサービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止若しくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流出若しくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した利用者又は第三者の損害については、別に定めがある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- 3 スループットについてはベストエフォートであり、通信速度を保証するものではありません。
- 4 当社は、本サービスに係る装置、設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、利用者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

第 27 条 (一般順守規定)

- 1 当社は、本サービスのサービス内容及び利用者に対し、本サービスを通じて法令違反等の非違行為やその他企業倫理に反する、いわゆる「不正・不祥事」に該当するような事象を発見した場合、社内設置されているコンプライアンス対策委員会に申告し、事象の内容に応じて調査を行い、不正・不祥事に該当するかどうかの判断を行うとともに、必要に応じた対策を講ずることとします。
- 2 当社からの勧誘を受けた利用希望者が、当社に対し本サービスにおいて契約の締結を行わない旨の意思を示した場合、当社は勧誘の継続を行わないこととします。

第 28 条 (管轄裁判所)

- 1 本サービスに関して、利用者と当社との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。
- 2 前項の協議において解決しない場合、札幌地方裁判所を第 1 審の専属合意管轄裁判所とします。

附則 本規約は2020年3月1日より実施するものとします。